

みのかも

市議会だより

No. 131

平成19年11月15日

編集・発行

美濃加茂市議会

TEL (0574) 25-2111



議員 長厚 夫
森



副議長 遠山 登

このたび、市議会第1回臨時会におきまして、議長、副議長の要職につくことになりました。身に余る光栄であり、その責任の重大さを痛感いたしております。微力ではございますが、市民の皆さん、議員各位の格別なるご支援を賜り、市民福祉の向上を目指し、議会運営の円滑化に向け全身全霊を傾けて参る所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

ご承知のとおり、我が国の経済動向は、未来への明るい展望を持てる状況までになつたと言われています。中でも、東海地区の経済動向は活気がでつつあると言われ期待をいたしています。しかし、自治体の財政状況は依然と厳しい状況が続いている現状であります。

こうした中、昨年末の臨時国会において、地方分権改革推進法が成立し第2の地方分権改革が確かな一歩を踏み出しました。地方分権時代にあるべき新しい地方議会を目指し、「多様な民意の反映・住民意見の集約」など、その役割を果たした、まちづくりが強く求められています。従来からの議会制度の見直しや議会改革を進め市民に「開かれた議会」にしなければならぬと考えています。

市議会といたしましても市民の代表として、さらなる監視能力を高めるとともに、安心安全で「ひとにやさしいまちづくり」を目指し、市政の発展と市民の皆さんの期待に応えられるよう最大の努力をいたす所存であります。

市民の皆さんの力強いご支援、ご協力をお願い申し上げます。そして就任のあいさついたします。

主な内容

- 平成19年第3回定例会の審議結果 2 P
- 議会日誌 2 P
- 委員会審査の概要 3 ~ 4 P
- 市政一般に対する質問と答弁 5 ~ 19 P
- 平成19年第1回臨時会の審議結果 20 P

平成19年
第3回
定例会

市議会第3回定例会は、9月3日に開会し、9月25日までの会期23日間で開催されました。

3日には、22議案を上程し、報告案件1件については報告・質疑、人事案件3件については提案説明・質疑・採決、その他の議案については提案説明までを行いました。

9月11日、12日には、17名の議員が一般質問を行いました。

13日には、各議案に対する質疑、委員会付託、8決算案の審査のため、決算審査特別委員会の設置を行い、さらに追加1議案に対する提案説明、質疑、委員会付託を行いました。

付託された各議案の審査のため、14日に決算審査特別委員会、19日に産業建設常任委員会、文教民生常任委員会、20日に企画総務常任委員会が開催されました。

25日には、各議案に対する委員長報告、質疑、採決を行い、定例会を閉会しました。

議案の主な内容と審議結果

報 告	議 案 名	主 要 内 容	審 議 結 果
	平成18年度美濃加茂市東海環状自動車道工事残土処分事業会計継続費精算書報告について	信友地区市営土地改良事業の精算報告	報 告
● 条例・補正予算	政治倫理の確立のための美濃加茂市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う条例の改正	原案可決
	美濃加茂市税条例及び美濃加茂市情報公開条例の一部を改正する条例について	郵政民営化法等の施行に伴う条例の改正	
	美濃加茂市小口融資条例の一部を改正する条例について	小口零細企業保証制度の創設等に伴う条例の改正	
	平成19年度美濃加茂市一般会計補正予算(第2号)	4,934万8千円の増額、予算総額は171億8,447万5千円	
	平成19年度美濃加茂市介護保険会計補正予算(第1号)	1億1,231万4千円の増額、予算総額は26億2,259万3千円	
● 決算認定	平成18年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について	各会計の平成18年度の決算の認定をするもの (各会計の決算額については別掲)	原案認定
	平成18年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について		
	平成18年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について		
	平成18年度美濃加茂市老人保健会計歳入歳出決算認定について		
	平成18年度美濃加茂市公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について		
	平成18年度美濃加茂市東海環状自動車道工事残土処分事業会計歳入歳出決算認定について		
	平成18年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算認定について		
	平成18年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について		
● その他	美濃加茂市土地開発公社定款の一部を改正する定款について	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う定款の改正	原案可決
	市道路線の廃止について	市道今泉88号線の廃止	
	市道路線の認定について	市道加茂川478号線ほか11路線の認定	
	市道路線の変更について	市道本郷252号線のほか3路線の変更	
	蜂屋川クリーンセンター水処理設備増設工事の請負契約の締結について	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定にもとづく契約の締結	
	蜂屋川クリーンセンター電気設備増設工事の請負契約の締結について	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定にもとづく契約の締結	異議がない旨 意見を付する
	人権擁護委員の候補者の推薦について	任期満了に伴う松田錫氏(再任)の推薦に対して、議会として意見を付するもの	
	人権擁護委員の候補者の推薦について	任期満了に伴う池田正枝氏(再任)の推薦に対して、議会として意見を付するもの	
	人権擁護委員の候補者の推薦について	任期満了に伴う野呂邦子氏(再任)の推薦に対して、議会として意見を付するもの	

議会日誌

8月

20日 石川県かほく市議会行政視察来市
31日 議会運営委員会

9月

3日～25日 市議会第3回定例会
25日 議会運営委員会

10月

10日 東海市議会議長会理事会
(美濃加茂市)
17日 群馬県大泉町議会行政視察来市
22日 市議会第1回臨時会

29日 岐阜地域肢体不自由児母子
通園施設組合議会(岐阜市)
30日 産業建設常任委員会協議会
31日 文教民生常任委員会協議会

11月

2日 企画総務常任委員会協議会
5日 可茂地域市町村議会議長会
議員研修会(可児市)
6日 議会運営委員会
山口県防府市議会行政視察来市
9日 全国市議会議長会評議員会
(東京)
13日 北海道余市町議会行政視察来市
14日 美濃加茂市・富加町中学校
組合議会(富加町)
京都府木津川市議会行政視察来市

委員会審査の概要

三位一体改革の影響

決算審査特別委員会

問 三位一体改革により、国からの交付金の変化による財政執行への影響について。

答 本市としては、国庫補助負担金の削減と税源移譲に伴う所得譲与税とを比べると、プラスの方に動いていると分析している。ただし、もう一つの改革の地方交付税の見直しによって、平成16年度に普通交付税が約5億円減額され、その後回復しておらず、三位一体改革による影響は非常に大きい。

問 市税の滞納処分及び不納欠損金額の内訳について。

答 滞納処分(差し押さえ)は、不動産が4件、預金及び給料が87件、国税還付金が25件、合計で116件であり、前年度比27件増加している。

不納欠損金額は、時効による分が5,313万円、執行停止後3年経過した分が729万円、即時欠損分が920万円

円である。

問 出先機関における通訳業務の件数と国際交流員の正規職員の登用について。

答 本庁以外での通訳件数については、平成18年度で134件である。

また、国際交流員については、新たに正規職員を募集するのではなく、現嘱託職員をどの様に選考して正規職員として採用するかを検討中であるが、平成20年4月に採用できるように事務を進めている。

問 交流センター(旧シユロス)の設計管理費の処理について。

答 進入路改築工事に伴う設計委託料500万円を計上していたが、改築工事が検討中であるための不執行である。

問 ISOの今後の推進について。

答 職員間でお互いの業務を見直すことや外部の審査員による指摘や評価によって各業務が改善され、それが職員の意識変化にもつながっており、効果が上がっている。

問 福祉医療費の助成支給状況について。

答 69歳老人等の助成については、平成17年度から廃止されているが平成16年度中の資格取得者への助成分である。

また、父子家庭への助成については、広報での呼びかけなどにより案内をしており、11人が申請され、7人に助成している。

問 中山道会館の指定管理者制度による管理運営費の執行状況について。

答 中山道会館には、昨年4月にオープン以来、1年間に8万5,000人の来場者があった。なお、会計について、昨年3回、今年現在までに1回定例監査を行っており、昨年度については、ほぼ市の予算範囲内で運営されている状況である。



おん祭MINOKAMO2007秋の陣

問 道路橋りよう費等の年間予算額の推移及び自治会要望の件数に対する処理件数について。

答 土木費全体で、平成14年度が約41億円に対して平成18年度が約35億円で約85%となり、そのうち生活関連事業の決算額では、平成14年度が11億4,400万円に対して平成18年度が8億3,200万円で約73%となる。また、平成18年度の生活関連事業の自治会要望件数

は864件あり、そのうち処理件数は288件で約30%となり、随時行っている維持修繕を加えると40%強になる。

問 学校施設のアスベスト除去工事の進捗状況について。

答 アスベスト除去工事については、すべて完了している。

問 図書盗難等の状況について。

答 4年間不明図書が、372冊あり、金額としては46万3,914円である。

平成18年度歳入歳出決算額

一般会計	下水道事業会計
歳入 17,887,126,073円	歳入 3,351,450,012円
歳出 16,626,554,256円	歳出 3,208,493,937円
国民健康保険会計	東海環状自動車道工事残土処分事業会計
歳入 4,483,340,575円	歳入 608,689,730円
歳出 4,246,399,321円	歳出 603,572,932円
介護保険会計	介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計
歳入 2,335,139,949円	歳入 39,370,000円
歳出 2,102,465,032円	歳出 39,095,465円
老人保健会計	水道事業会計
歳入 3,597,620,811円 歳出 3,592,317,953円	収益的収支 収入 1,291,491,783円
	支出 969,928,119円
	資本的収支 収入 869,277,617円
	支出 1,358,069,003円

一般会計補正予算

企画総務常任委員会

問 一般会計補正予算の総務費中、玄関ロビーから移設された自動交付機の利用状況について。

答 昨年1年間では、住民票2,785件、印鑑証明4,187件、合わせて6,972件の利用状況である。

交付機の利用者には、設置場所の案内もしており、場所が移ったことによる市民の利用状況には、影響はないと考えている。

問 一般会計補正予算の歳入中、土木費国庫補助金に関連して、平成16年度からの国庫補助の額について。

答 平成16年度は3億8,555万7,000円、平成17年度は4億9,602万6,000円、平成18年度は4億3,792万9,000円である。

問 神明森山線道路拡幅工事に関連し、計画の延長要望に對する市の方針について。

答 事業計画については、平成14年に都市計画街路の計画変更をし、決定された事業計画の中で進めており、国道

248号バイパスから東図書館東側の交差点までを事業化し、施工しており、それより東への延長については、現在のところ、現道を利用したまぢづくりをしたい。

介護保険会計補正予算

文教民生常任委員会

問 今年度の歳入歳出の総額が平成18年度と比較して3億程度増額となっているが、今後の介護保険会計予算の見通しについて。

答 今年7月の介護給付費が1億7,100万円となっており、これをベースに12ヵ月分を計算すると、今年度の介護給付費は20億5,000万円程度になり、今年度の介護給付費は23億4,500万円を見込んでいるが、その差額である2億9,500万円程度は減額できるものと見込んでいる。

問 介護保険料の今後の見通しについて。

答 介護保険料については、平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画により定めているが、平成21年度以降の3年間の第4期介護保険事業計画における介護保険料につ

いては、介護給付費に對して適正な額を定めていきたい。

問 一般会計補正予算中教育費について、中学校校舎耐震補強計画として中学校管理費2,220万円を補正する内訳について。

答 西中学校南側校舎、3,103平方メートルに對し1,030万円、北側校舎、1,257平方メートルに對し360万円、また東中学校3,702平方メートルに對し830万円を予定している。

問 今後の市内小学校の耐震補強工事の予定について。

答 校舎等の状況を踏まえ順次行っていく予定であり、平成24年度までには耐震補強工事を終える予定である。

小口融資条例改正

産業建設常任委員会

問 小口零細企業の規模、年間の融資件数及び融資金額について。

答 小口零細企業とは、基本的に常時使用する従業員が20名以下の会社または個人とされており、年間の融資件数は10件程度でありその金額は500万円以下がほとんどである。

問 一般会計補正予算中、農林振興費における堂上蜂屋柿のパンフレット印刷と看板設置工事について。

答 パンフレットは、A4版でカラー両面印刷三つ折のものを1万部予定しており、看板は美濃太田駅北口の西側広告塔付近に2基設置する予定である。

問 土木費における神明森山線道路改良事業の進捗状況と工事請負費の内容について。

答 神明森山線は、平成17年度から21年度までの5年間の計画であり、平成17年度に建物及び現況調査を実施し、平成18年度から用地買収及び建物補償を実施している。これまでに39件のすべての方との契約を完了しており、今後は建物の移転が完了したところから随時工事を進めていく。

問 工事に関する各種の安全対策については、施工業者と処理場の管理業者とともに会議を開催している。また、国・県・市によるセーフティーネットにより、事故が発生した際には直ちに報告があり、それを業者等に注意喚起するという指導手法をとっている。土砂の搬出等のルートについては、自治会等にも提示し、一定のルートを通行するなど安全対策に努めている。

問 蜂屋川クリーンセンター施設の停電対策について。

答 処理場には自家発電機を設置しているため停電時にも対応が可能である。マンホールポンプへの対応については、移動可能な発電機を4基保持し、一部を業者に預けることにより緊急時に対応できるようにしている。

問 蜂屋川クリーンセンター水処理設備増設工事の請負契約の締結に関連して、土砂の搬出等による交通問題等の安全対策について。



増設中の蜂屋川クリーンセンター

市政一般に対する質問と答弁

要旨

行政課題

問 郵政民営化による市民生活への影響は。

答 日本郵政公社は、民営化後も代金引換郵便などの一部特殊業務を除き、これまでと同じように郵便・貯金・保険のサービスを提供している。

市内での郵政業務は、速達やレタックスの配達も含め、これまでのサービスは低下することはないものと理解をしている。

今後、経営環境や業務内容の変化による事業所の統廃合も予想されるが、その際には、サービスの低下を来たすことのないよう要望活動をしていきたい。

問 自治体財政健全化法の対応と取り組みは。

答 この法律は、財政の再生や健全化のための基準を設け、早期に財政健全化に取り進むことを定め、財政の透明化のために比率の公表制度も設けられている。

最近の地方財政に対する住民の関心の高まりや説明責任の観点からも、今後も財政見直しなどの財政事情を広く市民に公表することにより、議会や市民の皆さんと幅広く議論を行い、投資と負担のバランスを見きわめて、健全財政の維持に努めていきたい。

問 組織改革による効果と課題は。

答 平成19年度に実施した組織及び職場配置の一部変更について、6月の時点での29の課等から意見を聴取した検証評価は、プラス評価が17という結果となっている。

特に、業務の役割分担が明確化され、経営という姿勢が打ち出されたことで職員意識の向上も見られるなどの評価を得ており、関係各課の連携のための改善について余地など今後の検討課題の整理にもなっている。

今後も、市民の意見も聞き、議会や行政改革市民会議における検証などを通じ、より効果的な組織のあり方と職員の適正配置を進めていきたい。

問 政策実施及び評価への市民参加について。

答 これからの住民参加は、従来の行政へ市民の意見を取り入れることから一歩進めて、市民と行政が対等な立場で責任を共有しながら目標の達成に向けて連携する「市民協働」を目指し、「市民の主体性がより発揮できる仕組み」に変わる必要がある。

今後は、地域住民や自治体のみならずからの判断と責任でまちづくりをすることが求められ、課題解決のために、市民と行政とがそれぞれの役割を認識し、分担しながら、活力ある地域社会をつくり上げようとする意識こそが、持続可能な地方分権社会への基盤である。

中期財政見直し

問 厳しい中期財政見直しに

対する対応について。

答 厳しい財政状況下において、第3次行政改革を中心に市政改革に取り組んでおり、その基本軸としての美濃加茂市行政改革大綱や総合計画も、2年後には新たな方針を盛り込んだ効率的で実効性の高いプランとして策定しなければならぬ。

特に、「みのかもWAY2007」として行財政改革のスローガンを掲げているが、狙いとして財政支出の削減、起債を10年間で100億円削減することを目指している。

これからの地方分権型社会に対応できる自治体として健全な経営を持続していくために、限りある経営資源の最適配分、市民協働や外部活力の活用、行政サービスの選択と集中など、経営の質を高める手段と方法を見きわめていく必要がある。

問 第5次総合計画の策定スケジュールは。

答 時代の

変化を的確にとらえ、市民と協働でつくり上げる新しい形の総合計画の策定を念頭に、現在、先進事例等を参考に研究を進めている。

今年度内に、職員ワーキング等により、計画策定の方向づけを行い、平成20年度からは、市民の方の参加により総合計画審議会を設け、市民ニーズの集約のためのアンケート調査や市民インタビューを行い、基本構想を策定していきたい。

基本構想案は、パブリックコメントや議会での審議をお願いし、平成21年度中には、基本構想に基づき実施計画の策定を予定している。目標と実施年度を明らかにして進捗管理がしっかりとできる総合計画を、市民のみならずつくりあげていきたい。



みのかもWAY2007

問 過去の決算実績の公表について。

答 今回、財政見通しの公表を行なったが、発表時期が8月1日と、時期的に前年度決算が確定する直前でもあり、今後は予算・決算の市報の公表時期に合わせるなど、前年度決算見込みや決算実績も同時に掲載できるように検討していきたい。

問 行財政改革に向けた職員の提案制度の活用状況は。

答 現在は、行政改革実施計画の見直しを進めており、現在、全職員を対象として職員提案を求めている。

今後は、その提案について、庁内プロジェクトチームを中心に検討を行い、議会や行政改革市民会議の意見等を聞き、計画の内容を整理する。



行政改革市民会議

問 職員の定員適正化計画は。

答 これからは、多様な人材を確保する必要があり、いろいろな職種(国際交流員や栄養士など)の採用や経験者や障がい者、高齢者の採用の計画などを検討する必要があります。

職員の採用には、年齢構成の歪みを考慮する採用枠という考え方はなく、行政運営をすすめるうえで必要最小限の職員を採用する考えである。

問 学校給食費や保育料の収納対策は。

答 平成18年度決算の滞納額は、全給食費2億5,685万円に対し、122万円で滞納率は0.48%である。

滞納者には、学校において毎月未納額を通知し、年度末には電話での督促や訪問集金を行っている。

平成18年度の保育料の滞納率は、1.41%と全国平均を下回っているが、平成19年度における過年度の滞納繰越額は、1,626万円で、滞納者は142人である。

これまでは、年2回の文書による督促や園長から直接保護者への督促を行っている。

問 市税等の収納率の向上と債権管理室(課)の設置につ

いて。

答 市税等の滞納は許されることではなく、収納率の悪化が納税意識の低下につながりかねないと危惧している。

滞納に対しては、徴収嘱託員による訪問集金や催告及び差し押さえ等の処分の強化により、厳しく対応するとともに、平成19年度からは、行政サービスの制限・強化も行っている。

その一方で、コンビニで市税の納付ができるようにして、納付しやすい環境整備にも努めており、口座振替制度の利用促進、税と保険料等の総合徴収等について研究し、収納率の向上に努めるとともに、市税

や保険料、保育料の重要性についての啓発活動のあり方についても検討したいと考えている。

今後も、収納率を向上し、不納欠損金を減少させるための検討をして、税金・保険料等の総合徴収(債権管理室等)のあり方も含め、今後、研究していきたい。

頑張る地方応援プログラム

問 頑張る地方応援プログラ

ムの内容及び推進は。

答 総務省が提唱したこの制度は、地方独自の事業推進に對して、国が500億円程の特別交付税措置を講じて、1市町村では単年度で3,000万円を上限とし、3年間の交付税措置がなされ、普通交付税も、従来とは異なる成果指標が設けられて割増算定が行われる。

当市では、特色のある5つの事業を選定し、プロジェクト事業として申請をしており、募集要件に該当すれば申請のあったすべてのプロジェクトについて、10月に総務省のホームページで公表される。

今後も「頑張る地方」と認められる持続的な施策を選択していかなければならない。

問 市内の法人数、法人市民税を納付されている法人数は。

答 平成18年度の市内の法人数は1,256社であり、そのうち法人税割を納付した法人は590社である。

また、産業集積地区内への進出企業も、すべて均等割を納めており、そのうち法人税割を納めた企業は3社である。

問 平成19年度工場奨励金の内訳は。

答 平成19年度の工場奨励金の内訳は、工場建設奨励金が8社で6,270万円、雇用奨励金が2社で150万円を予定しており、平成20年1月1日現在の償却資産等の使用状況及び従業員の雇用状況を精査して奨励金を算定する。

また、平成20年度は14社で約1億7,000万円、平成21年度は12社で約1億9,000万円を予定している。

問 中蜂屋の産業集積地区の水道事業への影響は。

答 平成18年度の地区全体の使用水量は約2万8,000トン、使用料金は630万円ほどである。

ことし7月分の地区全体での使用水量は約3,000トン、使用料金は65万円ほどである。

問 産業都市づくり整備計画とは。

答 産業の集積している中蜂屋地区に住民主体のまちづくりによる未利用地の基盤整備事業を中心として、被災時の食糧供給施設を兼ね備えた給食センターや耐震性貯水槽等の防災施設整備、スカイロード等新たな道路整備を行う。

このことにより企業立地条件を高め、集中立地した企業と県立国際たくみアカデミーや地元実業高校との技術交流等産官学連携により、人材育成を図り、地元雇用及び産業技術の発展を促進し、美濃加茂市の産業経済を活性化することを目的としている。

問 企業従業員の当市への定住化策は。

答 当市では、企業を誘致することににより市民の雇用機会を拡大させ、市内定住人口の増加を図っており、誘致した企業との関係者の市内定住を進めることも重要であると考えている。

企業進出後には情報交換を積極的に行い、市内定住化を促進していきたい。

問 子育て支援プロジェクトに関連して企業への子育てに対する働きかけは。

答 企業では「次世代育成支援対策推進法」を受け、各企業独自の支援行動計画を立て事業の推進がなされている。

また美濃加茂商工会議所では、「仕事と家庭両立セミナー」を開催し、企業がより細かい支援が出来るように指導している。

現在、市から企業への働き

かけは具体的にしていけないが、機会をとらえ地元企業に事業の説明や、市の子育て支援事業のPRをしたい。

多文化共生

問 多文化共生、推進基本条例の制定について。

答 条例制定により行政施策の明確化や実効性を確保できるなどメリットがあり、宮城県では「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定している。

当市では、市民委員の参加も得て多文化共生推進プラン策定委員会を設置して、共生の目的を話し合い、手段や方向性を見きわめて実行性のある「多文化共生推進プラン」を策定したい。

委員会では市民懇談会を開催する予定であり、多くの意見を伺い、共生に関する条例についても、その意義や内容等の検討をしたい。

問 共生センター設置の予定は。
答 多文化共生を考え、市民主体で取り組むための活動拠点となる施設は重要であり、



ダボ市からの派遣学生（西中）

転入間もない外国人市民に、当市で暮らすためのさまざまなルールの指導や、日本語を学習する場の提供など、地域社会に早く溶け込める支援は、特に定住化が進むブラジル人には必要なことである。

今後は、策定を進めている多文化共生推進プランにおいて、「多文化共生センター」のあり方などについて、在住外国人を含む関係者の意見も交えて検討していきたい。

問 国際交流協会のNPO法人化について。

国際交流のパイオニアである美濃加茂国際交流協会が、現在、NPOとして法人格の取得に向けた準備を進めていると聞いている。

この協会は、本市の姉妹都市であるオーストラリアのダボ市の中・高校生派遣やダボ市からの留学生の受け入れ事業を始め、最近では、当市の主要課題でもある多文化共生についても、活動の場を広げている。

幅広く多文化共生を進める上で欠かすことのできない存在であり、今後も、市民レベルでの国際交流の推進や幅広い多文化共生施策の充実に向けたさらなる活躍を期待している。

イトを占めている。

今後は語学だけではなく、外国人の生活相談などにも対応できるスタッフの確保や活用は大変重要である。

外国人集住都市会議の設立趣旨にもあるよう地域の国際交流協会もその構成員となっており、現在、美濃加茂国際交流協会の方は岐阜県・三重県・滋賀県ブロックの会議で研究テーマに関して積極的に議論に参加している。

問 在住外国人の自治会参加について。

答 当市の在住外国人の自治会加入の実態は把握していないが、定住化の意識が進み、自治会への加入者も増えている。

これからは「地域のルールに従わせる」というよりも、言葉の壁を越えて意思の疎通を図ることが重要である。広報でも紹介しているが、自治会の役員として積極的に自治会活動に参加されている方もある。

問 国際交流員は、年間5、900件のもの通訳などの業務をこなしており、行政に関する通訳だけでも大きなウエ

最近では、各地で多発している大地震の影響かブラジル人の中にも防災への関心が高まっており、10月の防災訓練にも自治会の一員として参加できるように周知を図りたい。

問 在住外国人の納税状況は。
答 平成19年度当初の在住外国人の確定申告を含む納税義務者数は、個人市民税2,629人、固定・都市計画税63人、軽自動車税824人となっている。

また、平成19年7月末における在住外国人の滞納繰越分に係る未納額は、個人市民税1,009人、5,361万円、固定資産税・都市計画税17人、641万円、軽自動車税145人、142万円となっている。
なお、徴収は日本人と同様、戸別訪問を中心に実施しており、言葉が通じない者には、外国語で作成した滞納整理用の文章を示して理解を求めている。

問 国民健康保険への加入状況と医療機関への未払い治療費は。
答 国民健康保険に加入すべき人の把握は、転入の手続きに来庁された時に、市民課の窓口で加入状況について確認を行うっており、加入が必要なものには保険課での加入手続きの案内をしている。

また、在住外国人の加入者は、平成19年4月1日現在の在住外国人5,530人のうち、35.8%の1,982人である。未加入の理由は、職場などの健康保険に加入している人の情報を得ることが困難であり、分析はしていない。

また、市内の2つの医療機関における平成18年度の医療費未払い件数は、合計96件、1,014万円と聞いている。



市民課窓口

問 運転免許証の所持状況と交通安全対策は。
答 加茂署管内における在住外国人の運転免許証の所持状況は、平成18年12月末現在で、2,042名であり、県内の警察署別では大垣署・可児署について3番目に多い人数である。

管内における在住外国人が第1原因者の交通事故のうち人身事故発生件数は、平成18年中が21件(全体の3.7%)であり、主な事故原因は、制限速度オーバー、交差点での安全不確認、その他安全義務違反と聞いている。

独自に日本の交通法規の講習会や安全教育に取り組んでいる企業も増えてきているが、今後は、警察と行政が連携し、派遣会社や関係団体等の協力も得て、安全運転啓発活動を進めなければならない。

災害・防災対策

問 全国瞬時警報システムへの対応及び緊急地震速報の周知方法は。
答 現在使用している行政防災無線はアナログ方式であり、国が進めている「全国瞬時警報システム」の送受信ができないため、デジタル化も含めて、整備計画を検討している。

緊急地震速報は、速報から強い揺れがくるまでの時間が数秒から数十秒という短い間の情報であり、周囲の状況に

応じた保身のための行動等について、広報誌やホームページで周知していくよう計画している。

問 被災地への支援体制は。
答 東海環状沿線都市、岐阜県と県内市町村による相互応援協定、県における全国道府県広域応援、中部9県1市による応援協定等、さまざまな形で協定が結ばれている。

新潟県中越沖地震では、日本水道協会の協定に基づき、災害復旧の応援に職員を派遣している。
被災地への支援は、被災地の規模や状況に応じ、必要な時期に必要とされる資機材や人材の派遣が重要であり、相互応援協定等による応援要請等に基づき、県や他市との連携を図り、適切な支援体制を取りたい。

問 災害時のライフライン確保のための協定は。
答 平成18年に市上下水道協同組合と応急給水や上下水道施設の応急復旧に関する協定を締結しているが、簡易トイレの確保については含まれていないため、今後災害用備品としての確保に努めたい。

コンビニ業界とは協定を結

んでいないが、食料品等の確保のため市内の大手スーパー3社と災害発生後の経過日数に応じて、食料品・生活必需品の品目を具体的に決めた内容の協定を結んでおり、新たに市内に進出した企業とも、生活関連物資の調達や安定供給に向けた協定が結べるよう努力したい。



10月28日実施の防災訓練

問 橋梁の耐震化の現状と取り組みは。
答 阪神淡路大震災後に、橋長10m以上の44橋について、調査を行い、17橋については平成15年度までに、落橋防止対策工事を実施している。

平成17年度から緊急輸送路に指定された路線や重要な幹

線道路については、順次、耐震補強が必要かどうかの調査を行っており、今年度は山手線の山手陸橋の耐震補強工事を実施する。

また来年度以降、塚渡陸橋についても実施する予定である。



山手陸橋

問 地域防災情報システムの構築は。

答 防災情報システムの構築は、他市が行う配信方法の調査や岐阜県から防災情報を携帯電話に配信するシステムなどを参考に、どの方法により市民が有効な情報を素早く受信することができるのか検討したい。

電子自治体

問 行政サービスのオンライン化の現状は。

答 図書の予約は、平成18年度実績で4,554件中、オンライン予約は745件あり、電子入札は、平成19年4月から実施しているが、8月までに工事は69件中67件、委託業務は172件中17件の利用である。

また、平成19年8月からは、県と市町村の共同システムにより入札参加資格申請のオンライン受付を開始している。

今後、講座や各種イベント等及び公共施設の申し込みのオンライン化は、窓口受付とオンライン受付の条件整備や、キャンセル時の料金対応などの課題もあるため、実施自体の例を参考に検討したい。

問 利用者が検索しやすいサイトについて。

答 市ホームページには、文字サイズが変更できないコンテンツがあるため、順次、文字拡大機能が使えるよう改良を進めている。また、利用者が使用するパソコンにはイン

ターネットを見るために「ブラウザ」ソフトがあり、その中に文字を拡大する機能等もあるため、ソフトの機能説明を加えるなど、だれでも使いやすいホームページとなるように努めたい。

問 公共施設等を地図上で紹介する機能について。

答 公共施設等の案内については、現在携帯電話用のホームページでは施設の紹介とともに案内地図を掲載しているが、パソコン向けの市ホームページにも、早急に案内地図を掲載する。

あい愛バス

問 あい愛バスの事業の実態は。

答 平成6年の総合福祉会館の開館に伴い、送迎用の福祉バスが運行され、平成12年に実施の市民アンケートでは公共交通機関の充実という結果であり、平成12年10月、株式会社岐阜バスに運行を委託し「あい愛バス」の運行を開始している。

岐阜バスとは、運行に要した費用から運賃収入を引いた

額を補助金として（補助限度額を設けたうえで）補てんするという協定を締結しており、平成18年度は、県からの補助金696万円を合わせた2,274万円の補助をしている。

問 運行実績と今後の計画は。

答 平成18年の利用者数は約2万人で対前年比3・7%の減であるが、昨年10月のダイヤ改正と路線の変更により、平成19年4月からは毎月の利用者が前年比が5〜7%の微増となっている。

今年度は、地域の実情や効率性を考えた公共交通体系を研究し、バスの小型化、デマンドタクシーや乗り合いタクシーなどの運行手段を検討している。

休日及び祝日の運行は、医療機関や福祉会館が休みのため高齢者や障がい者の方の利用が少ないこと、バスの整備・点検も必要であることから、現状の運行日程を考えている。

問 若い世代への利用促進及び交通弱者へのPRは。

答 若い世代への利用促進は、子育て支援バス乗車体験、モニターツアーなどを通してのPRに努めているが、現段階

ではマイカーの利用がほとんどであり今後の課題である。

また、交通弱者の皆さんへのPRは、今後も健康連合会や身体障がい者協会等に対し、機会をとらえてバス利用のPRを行い、利用促進に努めていきたい。

自治会

問 自治会加入率の低い現状と今後の対応は。

答 平成19年4月現在で全世帯に対する外国人世帯は15・6%であり外国人の急激な増加や、アパート等の借家が多く持ち家率が低いことが未加入者の増加の要因と考えられる。

このことは、当市のまちづくりに必要な「地域のコミュニティ」に一番大きな影響を及ぼすものであり、平成19年度の市自治連合会においても推進目標に「魅力あるコミュニティづくりと自治会加入の促進」を定め、加入を促進している。

市も、転入者に対する窓口での啓発や集合住宅等の所有者や管理者への、自治会加入促進を推進したい。

議会改革

問 議会基本条例、本会議の対面式、一問一答式、休日、夜間及び青空会議の開催についての所感は。

答 今、地方議会は活性化に向けて「多様な民意の反映・利害の調整・住民の意見の集約」に関する役割を十分に果たす必要があり、議会制度の抜本的改革は早急な課題である。

また、地方分権の推進により、議会の役割はますます増大し、分権時代の議会は政策立案・決定のプロとして、「開かれた議会・討論する議会・行動する議会」を目指し、民意を反映したまちづくりの先導的な役割が必要であると言われている。

議会基本条例の制定、対面方式・一問一答、夜間や青空議会の開催及び土曜日・日曜日の休日議会の開催なども含め、市民に開かれた議会に向けてのさらなる議会改革推進の取り組みに関して、執行部側としても情報収集に取り組み、改革できるよう協力したい。



本会議の様様

公共施設管理

問 公共施設の維持管理費等の削減について。

答 平成18年度から、市内5カ所の施設において効率的で質の高いサービスの提供を目標に、指定管理者制度が導入されており、人件費の削減をはじめ経費の削減の効果がある。

今後、公共施設の経費の削減のためには、指定管理者制

度を新たな施設に導入することが考えられるが、各施設の導入可能性調査の結果、すぐに移行可能な施設はなく、現在は、メリット・デメリットや導入の時期について、施設ごとに検討を進めている。

また、指定管理者制度にはなじまない施設でも、受付業務等の派遣会社へ委託や保守点検業務等の民間委託により経費の節減に努めており、限られた財源の中で質の高いサービスを目指していきたい。

問 施設等の維持管理に係る委託契約の状況は。

答 システムなどに固有の著作権等がある戸籍総合システムや財務管理システムなど、設置業者が契約の相手方となるものを除き、指名競争入札により落札者を決定し、委託契約を結んでいる。

また、市内に登録業者がある業務の場合は、入札時に指名するよう努めている。

問 今後の公共施設整備について。

答 中期財政見通しで示したように、今後5年間の財政状況は非常に厳しく、健全な財政運営のためには支出の削減が余儀なくされている。

このような状況の中では、シティホテルや旧シユロスの整備も、できる限り多くの情報を提供し、市民の皆さんや議会とともに考えていきたいと思っており、審議会等の設置についても今後検討していきたい。

商業ビル (シティホテル)

問 昨年12月議会での改修費用の答弁及び8階の改修の許可について。

答 昨年12月議会での答弁における改修費の概算については、商業ビルを市が購入する際の改修計画検討資料であり、改修費用については今後の建物調査に基づいて算定する予定である。

8階の改修については、改修に伴う財産権は一切請求しないとの条件で改修の許可を出している。

問 美濃加茂商業ビルの改修などの施設運営に対する所感

答 (株)シティホテル美濃加茂は、市民株主によって創設された会社であり、その建物は

可茂地域の拠点的な商業ビル、交流の拠点施設として、多くの方々にご利用されている。

商業ビルの建物調査については、現在、建物の給排水、空調及び電気設備等について、外観目視調査及び内視鏡調査の2種類の調査を行っている。

調査は、本年9月中には終了する予定であり、今年度中に改修すべき箇所の特定及び緊急度並びに改修費用についてまとめる予定である。市民や議会と協議を重ね、今後の活用の方角性を定めていきたい。

なお、この商業ビルのあり方についての議論は、慎重には慎重を期して行う必要があると思っている。

問 シティプラザの保守点検の費用は。

答 平成19年度の費用は、ビル施設整備総合点検は619万円、(株)ビル管理システム、エレベーター・エスカレーター保守点検は478万円、日立ビルシステム、ビル警備管理業務は1,242万円、シティホテル美濃加茂に委託しており、その他(株)NTT、中部電気保安協会等に各種点検業務を委託しており総額3,330

万円となっている。

また、施設管理負担については、電気、水道、重油等の光熱水費に1,200万円、ビル清掃業務300万円、コンピュータや電気施設等の施設備品リース等378万円を負担しており、総額1,878万円となっている。

旧シユロス

問 旧シユロスの建物利用計画について。

答 旧シユロスは、平成18年に実施したパブリックコメント、議会や市民の意見を伺い、検討をしてきたところであり、庁内プロジェクト会議において検討した内容の骨子を、8月15日号の市報にて報告をしている。

保健センターと子育て支援センターは、パブリックコメントの市民意見に基づき再検討することとしている。

河川法では河川保全区域であり用途の制限はないが、厳しい財政状況の中、市民サービスの向上を目指した効率的な施設整備を進めることが

必要であるため、民間資本の活用の可能性も検討していきたい。

今後も広く情報を提供することにより、市民の方や議会とともに有益な選択肢を考えていきたい。

土地開発公社

問 土地開発公社が取得し5年以上経過した土地の状況は。

答 取得から5年以上経過した土地は、御門・坂祝線代用地と美濃太田駅北口広場等整備事業用地の2件である。

都市計画街路御門・坂祝線事業の代替地5,586平方メートルは、平成3年に二村化学工業株式会社から約2億300万円で先行取得しており、事業の推進とともに代替地として処分しており、現在では1,478平方メートルとなり、今後も他の公共事業の代替地として保有をする予定である。

美濃太田駅北口広場等整備事業用地3,790平方メートルは、平成4年に国鉄清算事業団から約2億5,000万円

で購入しており、この土地の一部を市が買い取り自転車駐輪場の建設等を行っている。現在は、約1,620平方メートルを保有しており、活用方法を慎重に検討している。



美濃太田駅北口

問 土地開発基金が所有する土地について。

答 土地開発基金は、これまでも公共用地の確保に大きな効用をなしているが、先行取得した代替地としての目的にそぐわなくなった土地については売却している。

また、平成18年度決算の歳入歳出決算書の基金の運用状況に関する調書にあるように、現金約7億円と土地約14億円

を合わせた21億8,000万円が残高となっており、土地開発基金条例で定める基金の額約14億円を上回っている。

しかし、この土地の評価は、取得時の価格であり、平成20年度決算から導入される公会計制度に伴い、固定資産等の再評価も必要となるので、再評価後の時価評価額を基準に判断していきたい。

障がい者計画

問 重度心身障がい者(生活介護が必要な方)の現状と見込みは。

答 平成18年度末では、施設が新体系に移行していない状況もあり、生活介護の利用者は2名である。

しかし、身体障がい者の施設入所者は5名、心身障がい者小規模授産施設への通所者は27名、知的障がい者施設への入所及び通所者は44名、精神障がい者小規模授産施設への通所者は16名である。

今後、施設が新体系に移行すると個々の日中活動系サービスを受けることになり、生

活介護や就労継続支援等に区分されるため、平成20年度的生活介護利用者は19名を見込んでいる。

問 ひまわりの家の管理運営について。

答 ひまわりの家は、社会福祉協議会への委託により、施設長1名、指導員2名で運営を行っているが、将来的には、指定管理者制度による運営を考えており、新制度の移行等も踏まえて検討を行っている段階である。

車いすの方への対応は、ひまわりの家は受け入れることが非常に困難であり、太陽の家等に依頼している状況である。

問 ひまわりの家の所生の働き場としてエコハウスを活用できないか。

答 ひまわりの家の所生がエコハウスで働くことは、移動方法や現場での指導者等クリアする課題はあるが、問題はないと考える。

所生を派遣している間、手のかかる方の受け入れについては、残っている所生と作業スペース、指導体制等の課題があり、社会福祉協議会と十分に検討したい。

問 共同生活援助（グループホーム）の確保及び新設について。

答 現在市内には、知的障がい者を対象としたケアホームひだまり（定員6名）と精神障がい者を対象としたグループホームわかば（定員5名）の2施設があり、市内の利用者は8名である。

また、市外の施設を含めグループホーム、ケアホームの利用者は、平成18年度末で15名である。

今後、障がいのある方が地域で生活を送れるよう、グループホームやケアホームの整備について最大限の支援をしたいと考えている。

問 特別支援学校の予定地周辺にシヨートステイに対応する地域生活支援事業の計画は。

答 可茂地域の特別支援学校は、平成23年度下米田地区の牧野ふれあい広場に開校できるよう準備が進められており、新聞報道では平成20年度から可児市内の小学校の空き教室を利用した東濃特別支援学校の分教室の開設準備も進められている。

支援学校の開校に伴い関連福祉施設は必要となるので、

可茂地域で連携をとり、県へ要望していきたい。

地域福祉活動

問 障がい者計画にある、民生児童委員の声かけの推進は。

答 ひとり暮らしの高齢者や要援護者、児童などに対して地域ぐるみの見守り活動の推進は、援助を必要とする人たちの地域内での孤立化を防ぐとともに、特に災害時にも有効である。

社会福祉協議会を中心に、各地区では民生児童委員、福祉委員、自治会長、地域のボランティア等で構成する各支部社協での研修会等を行

い、近隣の「声かけ」や「見守り」などの活動を行っている。

また、民生児童委員協議会では岐阜県身体障害者福祉協会美濃加茂支部と連携により、交流会活動や支援活動を行っており、今後も、連携を密にして支援活動を行ってきたい。

問 主任児童委員について。

答 主任児童委員の定数は、「民生委員・児童委員の定数基準」により、単位民生児童委員の定数が39人未満の場合は2人と決められており、当市の7地区（伊深と三和で一つ）の単位民生児童委員協議会の委員数は39人以下のため、主任児童委員は各地区に2人の合計14人である。

ボランティアセンター

問 社会福祉協議会ボランティアセンターについて。

答 社会福祉協議会は、共同募金との連携により社会で困っている人々を助けるためにスタートし、80年代には社会福祉協議会の法制化、90年

代には社会福祉8法の改正、ゴールドプラン、福祉サービスの推進の中で、ボランティア活動も多種多様に変化してきている。

近年、福祉を特別な問題としてとらえず、地域の課題としてとらえていく傾向が強くなってきており、地域課題を解決していく住民組織やさまざまなボランティア組織が生まれている。

今後の運営は、ボランティアアコーディネーター1名で対応できるものではないため、社会福祉協議会として対応すると聞いている。

問 社協ボランティアセンターと市民ボランティアセンターの一本化の考えは。

答 ボランティアセンターの一本化については、現在の活動の拠点としての「ボランティアセンター」という名称が2カ所という状況にあるが、市民の皆さんには、分かりにくい点もある。中央公民館3階にある「市民ボランティアセンター」の名称変更を視野に、福祉分野、生涯学習分野を中心とする拠点として、市民の皆さんが活用しやすい環境の整備を図っていきたい。

介護

問 介護従事者の職場環境について。

答 介護サービス事業所において、健康で安全に働ける職場環境が守られることは大切である。

県の介護サービス事業所の実地指導は特別養護老人ホーム、養護老人ホームでは年1回程度実施しており、必要職員の確保、労働基準法関係法令の遵守など介護職員の処遇について、安全と健康の確保を確認している。

介護サービス事業所も介護職員との面談を行うなど、職場環境の衛生管理に取り組んでいると聞いている。

市では、地域密着型サービスを提供するグループホームなど小規模な施設の実地指導を行っており、市の職員が直接事業所を訪問する実地指導の中で健康診断の実施状況を確認する。

問 介護予防のためのコミュニケーション・サポーター派遣事業は。

答 この事業は、介護保険外



の介護予防サービスとして65歳以上の高齢者の安心と安全を支援する事業であり、社会福祉協議会と慈恵会の2事業者に委託している。

平成18年度の実績は、調理・掃除・買い物等の援助事業利用者は17名、延べ利用時間は776時間、日常生活に関する支援・指導事業の利用者は14名、延べ利用時間は112時間である。

対象者は、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯などで日常生活に不安のある方で、介護保険で自立と認定された虚弱高齢者であるが要支援・要介護状態にならないための介護予防事業として重要な事業である。

後期高齢者医療制度

問 この制度で保険料を納付できない世帯に対する資格証明書発行について。

答 資格証明書発行は、現在、広域連合の資格管理部会で市町村へ現状のアンケート調査を実施中で、引き続き部会で検討をすることになった。

おり、その取り扱いを検討中である。

問 後期高齢者医療広域連合議会の審議内容は。

答 広域連合議会で審議の内容は、岐阜県後期高齢者医療広域連合のホームページ上に掲載しており、広域連合が行う主たる事業である「後期高齢者医療」の事業概要は、すでに広報9月1日号でお知らせしているが、10月にはリーフレットを各戸配布し、より詳しく市民にお知らせする予定である。

問 特定健診制度の概要は。

答 平成20年4月から始まる40歳から74歳を対象にした特定健診・保健指導は、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防と改善を重視した制度であり、健診結果を全員に知らせて、支援が必要な人を「動機づけ支援」と「積極的支援」に分けて保健指導を行うものである。

動機づけ支援は、4回の指導、積極的支援は3ヵ月以上の継続的な指導を行い、いづれも指導初日から6ヵ月後に改善状況を確認する。

実施には、医師会と具体的

方策を深めていく必要があると考えており、現在、その協議に入っている。



医療

問 周産期母子医療のネットワーク体制は。

答 岐阜県では、県総合医療センターを「総合周産期母子医療センター」として検討しており、現在の周産期医療の整備状況は、新生児集中治療室(NICU)は県内で7施設64床あり、母体・胎児集中管理治療室(MFICU)は1施設6床、新生児搬送車は4台ある。

また、体制としては、県総合医療センターを中心に、新生児集中治療室をもつ7病院とネットワークを構築し、周産期医療に対応している。

現在は、妊産婦には医師

数の問題で未認定とのことであるが、今年度には基準を達成し、認定されると聞いている。

問 病診連携事業の推進と医師会との連携は。

答 病診連携とは、文字どおり病院と診療所(かかりつけ医)の連携であり、市では、医療費の抑制はもちろん、市民に良質の医療を提供する手段としても、病診連携は進めなければならぬと考えている。

基本健診では、対象者の方にチラシを配布して勧奨に努めており、11月の広報では、病診連携について特集を組む予定である。

医師会とは、来年度から始まる特定健診で、かかりつけ医の健診勧奨が必要となるので、連携の重要性は増してくる。

また、メタボリック対象者に行う保健指導でも、かかりつけ医の勧奨が不可欠であり、現在、その方策を深める協議に入っている。

問 ドクターヘリやAEDによる救急医療体制の充実は。

答 ドクターヘリは、県では防災ヘリ2機を活用した救

命医療体制を導入しており、岐阜大学との協定により医師をヘリに搭乗しての救命活動も行っており、昨年度の医師を搭乗させての活動実績は、84件となっている。新規導入は多額の運行経費や維持管理経費もかかるため現行体制での取り組みとなる。ヘリポートについては、消防、警察などの要請により、安全が確保される場所であれば、どこでも離着陸が可能となっている。

AEDは、導入されている学校では全先生を対象に講習を実施しているが、今後は市民を対象にした講習も実施したい。

10月には、中消防署の主催で市内4ヵ所、中学生以上の市民を対象に講習会が開催される。



問 現在の医師不足の影響は。
答 当市は、27の診療所、3つの病院があり、診療科も、小児科は12施設、産婦人科は3施設あり、分娩を扱う病院は1カ所、医師数が常勤2、非常勤5の体制である。

お産は、里帰り出産なども多く、また、加茂郡の町村や、可児市との関係もあるので、必ずしも、出生数と市内での分娩数が一致しない現実もあり、一概に言えないが、現在の状況は、特段、医師数が不足しているとは考えにくく、市民は、安心してお産・育児ができる状況であると考えている。

問 入れ歯回収箱の設置を。
答 入れ歯は、歯科医院で新しいものをつくると、古いものの多くはその歯科医院に引き取られ、事業系のごみとして処理される。

希少金属もあるため、歯科医院においても資源のリサイクルがされているが、個人で古い入れ歯を自分で保存するケースもある。

このため、入れ歯回収箱については、人口がそれなりに多い都市では成立する事業であり、今後、よく調査して社

会福祉協議会なども協議していく必要がある。

少子化対策

問 学童保育の拡充は。

答 学童保育への要望に対し、今年度から、開設時間を午後6時30分までに延長し、伊深・三和地区でも、夏休み期間の学童保育を伊深公民館にて合同で開設している。

学童保育は、授業後から教室までの移動や、野外での遊びも考慮すると、小学校の敷地内で実施するのが望ましく、今後とも教育委員会や小学校と協議して、学童保育の充実に努めたい。

文部科学省が提唱している放課後子どもプランは、児童のよりよい居場所づくりを考えるプランであり、今後教育委員会と協議を進めていきたい。

問 経済的支援としての子育て基金の創設は。

答 基金制度を創設し、その運用益の活用による事業展開をするには、運用利率の低い現在、当初に数億円単位の基金への繰り出しが必要であり、

財政状況の厳しい現在では考えていない。

就学援助

問 準要保護の基準の明確化は。

答 当市では、要保護及び準要保護の児童生徒に、給食費や学用品費などの一部を援助しており、平成16年度まで国からの補助金により運営していた援助制度を踏襲している。

現在は、市の一般財源により運営しており財政的に厳しい面もあるが、基準については以前から変更をしていない。準要保護に認定するかどうかは、所得の多少も当然判断基準になるが、その児童生徒の置かれた状況も判断の材料としなくてはならないため、単に所得だけで判断するのではなく、弾力性を持たせて対応している。

教育問題

問 ゆとり教育による教職員の多忙感に対する所感は。

答 ゆとり教育と言いながら、教職員にゆとりはなく、多忙感、疲労感を感じている。市教育委員会はこの問題を重く受けとめ、7月の定例教育委員会、校長会で話し合いを行っている。

定例教育委員会では教職員の事務量の多さが問題になり、必要性の少ない調査・アンケート事務を減らすよう指導がある。



校長会では、子どもや学校のために次々と新しい行事や活動が学校に持ち込まれるが、これまでの活動をやめる話し合いはあまりされないため現場が苦しい状況に陥ることを解決したいという方向が出されている。

教師は、仕事が多忙を極めている、子どもが変わって

れたり、親や地域が応援してくれたりすることで充実感を持つことができ、教師になってよかったと感じるため、そうした応援をお願いしたい。

問 中央教育審議会の授業時間数を1割増やす素案について。

答 中央教育審議会の小中本部の報告がこの8月末に提出され、授業時数の増加が必要となってくる。このことは校長会に諮問しており、答申を待ち、可茂地区全体の中で方向を出す予定であるが、行事等をこれ以上削減する方向ではなく、長期休暇の見直しも含めて話し合いをしていきたい。

問 モンスターペアレントによる理不尽な要求やクレームの現状と教職員の相談体制は。

答 執拗に繰り返される保護者の苦情や要求に学校が苦慮したケースは、今年度4月から7月までに合計12件ある。

親子とも精神的に不安定な状況や子どもの言い分を一方的に信じ学校の話を受け入れようとしないケースなど、状況や内容はさまざまである。

学校では、教育センターの

相談員や、市の生活安全推進員に相談するなどの対応をとっている。

問 ボランティア活動への取り組みは。

答 中学生の参加状況は、クリーン作戦が処分場に36名、おん祭MINOKAMOに127名、福祉施設などを訪問する夏休みボランティア体験に116名、命の森・交流の森植樹祭に172名が参加している。

8月の生徒会サミットでは、4つの中学校が、あいさつ、交通マナー、ボランティアについて宣言をし、地域へ積極的に出向いてボランティア活動に参加する意志を表明している。

教育施設利用

問 体育施設利用の調整会、利用料及び利用時間について。

答 グラウンド、テニスコートは、利用する前月の15日の午後6時から調整会を実施しているが、調整会実施日の繰り上げの意見もあり、利用者の意見等を聞き検討したい。

テニスコートの使用料金は、周辺市町村と比較すると、施設整備の差はあるが当市は安価になっており、今後は施設整備とあわせて検討したい。

体育施設、特に前平のテニスコートの夜間利用時間の延長と照明の早期点灯については、条例に基づき利用時間は昼間が午前6時から午後6時まで2時間単位、夜間使用は午後6時から9時までの3時間としている。夜間の照明点灯時間は周辺住環境や防犯などを考慮し午後9時を限度としており、冬期も同様である。

問 現在の給食センター跡地の利用について。

答 現在の給食センターは、新しい給食センターの稼働により役割を終える、昭和46年

に竣工した老朽化の進んだ建物である。

現在は利用についての具体的な計画はないが、シルバー人材センターから活動の要望もあり、多様化する市民ニーズにこたえるためにはどうあるべきか、今後の財政状況も勘案しながら、この施設の活用方法について検討していきたい。



給食センター

問 下古井公民館の利便性の向上のための施設改修について。

答 昭和45年に建設した下古井公民館は、市内の地区公民館の中で最も古い建物であり、建設当時とは社会環境も違うため利用しにくい施設である。

しかし、災害時の避難場所でもあるこの建物は、地域や70ほどの団体の1万2,000人が年間に利用をする重要な施設である。

なお、現在新たな建設計画は持っていないが、今後は耐震診断を行い、その結果を見ながら、現施設の改修等を検討したい。

メタセコイヤ

問 メタセコイヤ珪化木の管理について。

答 メタセコイヤ珪化木(長さ22メートル、直径1.8メートル)は、今から約2100万年前、スギ科の針葉樹が化石化したもので、貴重な地質資料として昭和45年に岐阜県の天然記念物に指定されている。しかし、山の急斜面にあり、十分な管理ができていない状況である。

進入路整備などには莫大な費用を要するため大がかりな整備はできないが、当面、保護と危険防止という観点から可能な範囲の管理処置を施したい。

ごみ問題

問 事業系の一般廃棄物の搬入量の推移は。

答 当市の事業系の一般廃棄物は、平成18年度実績で年間約5,502トン、当市の搬入済み全体の3分の1を占めており、事業系の一般廃棄物のうち、可燃ごみは5,232トンで、事業系ごみ全体の約95%を占めている。

可燃ごみは、平成17年度と比較すると生活系で274トン増加、事業系は14トン減少しており、全体では前年より260トン増加している。

事業所より排出される事業系のごみは、事業者が責任を持ち適正に処理しており、許可業者に収集を依頼している事業所は772件、さきゆりクリーンパークへ自己搬入を行っている事業所が154件である。

現在、家庭ごみの委託収集業者にも集積所へ出されるごみのうち、事業系ごみの疑いがあるものを報告するよう指示しており、今後は疑わしい事業所には直接指導をしたい。



ボランティア活動

問 ごみの減量化のためのごみ袋の制限つき配布の方法は。

答 関市が実施している方法は、毎年度、各家庭の世帯人員にあわせて指定袋購入券を配布し、その券がなくなると1枚300円の高い価格のごみ袋を購入して、ごみ出しを行うものである。

また、年間を通して使用しなかった指定袋購入券については、10枚分の購入券1枚に對し100円が減量報奨金として交付されている。

この方式の利点は、事業系ごみの生活系ごみとして排出の抑制と市民の皆さんのごみ減量に対する努力が期待できる。

反面、自治会未加入者などへの周知、各世帯への購入券配布の問題、ごみ袋販売店への周知、不法投棄の増加等の問題もあり、今後検討をしていきたい。

問 近隣市町村のごみ減量化の現状は。

答 可茂管内の市町村もごみの分別と資源物のリサイクルに重点をおいたごみの減量化を推進されている。

可児市、坂祝町、富加町、御嵩町は、紙容器と包装紙を毎月収集しており、富加町、

川辺町では、その他プラスチックを月2回収集している。

各市町村もそれぞれ対策を講じており、ペットボトル、食品トレイ、発泡スチールをはじめ、アルミ缶、スチール缶、プラスチック容器、紙容器などの資源化を徹底している。



問 紙容器包装とプラスチック製容器包装の収集について。

答 増加する生活系可燃ごみに少しでも菌止めをかけるために、プラスチック製容器の収集に向け、来年1月からリサイクルステーション、きらきらエコハウス、牧野エコ広場で試行的に収集を計画している。

プラスチック製容器包装の収集は、管内で実施している川辺町、富加町への聞き取り調査や郡上市を訪問してプラ

スチック収集の処理現場を視察している。

プラスチック容器包装の収集は収集方法、収集頻度、処理経費等について、さらに研究をしたいと考えている。

問 資源ごみ・缶・瓶などのささゆりクリーンパークへの搬入量と負担金について。

答 資源物のうち、飲食用缶をささゆりクリーンパークへ搬入していないのは、可児市、七宗町、御嵩町であり、7月から当市も搬入をやめている。

ささゆりクリーンパークへの当市の資源缶の年間搬入量は92トンであり、管内全体の搬入量の50%を占めており、このまま搬入を続けることは当市の負担金への影響があるため、民間のリサイクル施設への搬入に切りかえたものである。

また、瓶は、可児市は生き瓶(割れてないビール瓶、一升瓶のみ、七宗町と御嵩町がすべての瓶類を、再資源化業者に搬入している状況である。

管内市町村で共同歩調が取れないことは事実であり、当市が切りかえたのも一石を投じたつもりである。新年度に向けて担当部課長会議で構成市町村の資源化の統一を図

るよう働きかけてみたい。

問 溶融スラグの利用は。

答 ささゆりクリーンパークでは、年間に約4,342トンもの溶融スラグが発生しており、各市町村での利用を強く要請されている。

スラグの利用は、管内の企業がコンクリート製品や道路用アスファルト合剤などに利用しているが、このスラグの処理が順調に行われないと、近い将来、埋め立て処分場の第2期工事を行う必要が出てくることになり、多額の費用が必要となる。

自分たちが搬入したごみを再利用するという責任のある考え方をもち、公共工事等に積極的に利用できるように市内関係部署で協議したい。

環境問題

問 レジ袋の有料化について。

答 レジ袋の有料化は、ごみの減量対策、また地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減の有効な手段である。

美濃加茂市・可児市を中心とした地域では、レジ袋の有

料化に向けた取り組みを進めることで県と合意しており、この事業が実施されることによりレジ袋の削減、マイバッグ持参運動が一層推進できると考えている。

今後は、行政、消費者、事業者が実施に向けた検討を重ねることになるが、市も、消費者、事業者に理解されるように積極的に取り組んでいきたい。

問 職員のマイはしの利用状況は。

答 市職員のマイはしの利用状況は、先日の調査によると、昼食時にマイはしを利用している職員が339人で約63%の中で常時マイはしを携帯し利用している者が2名である。

問 マイはしをエコバッグと同様の支援ができないか。

答 製造者である「ひまわりの家」からもエコバッグと同様、マイはしも補助対象製品として認めていただきたいとの要望を聞いており、納入先のポイントカード会からも同様の要望を受けている。

現在の補助要綱は、エコバッグの製造に限定したものであるが、「環境配慮製品製造補助金交付要綱」と改め、マイはしの製造も補助対象とするよ

う、早ければ10月からの実施に向け準備を進めている。

ポイントカード

問 エコバッグの製造補助の実績の把握は。

答 エコバッグの製造補助は、申請者が製造・納品したものを納品先の納品証明書を添付して申請をされており、効果の検証は、特に行っていないが、ポイントカード会を通して配布され、普及していることは承知している。

効果の検証については、店舗関係者への聞き取り調査などをして、使用状況の把握をしていきたい。



問 今後の研究及び支援は。

答 ポイントカード会は、商業に環境保護や福祉を組み込

んで商店街の活性化を目指すものであり、関係者の努力により平成18年度は600万円を超えるポイント発行実績であったとの報告を受けている。

このシステムは、買い物やボランティアを通じて環境や福祉に貢献できることを理解することが大切であり、今後より多くの方に利用されるようPRしていくことが重要であると考えている。

中心市街地

問 中心市街地のまちづくりの考えは。

答 改正された中心市街地活性化法は、少子高齢化の時代変化に合わせて、地域住民が暮らしやすい都市を実現することを目指しており、当市では美濃太田駅南地区をモデル地区として、お年寄りや子どもたちが安心して生活できる「ちっちゃな街」整備計画を進めている。

計画はそこに住む人々が中心となって企画・実践し、既存の都市施設を有効に利用して安心で安全な住みやすいま

ちを整備していきたい。

問 空き店舗の対策は。

答 「ちっちゃな街」計画の中で、自動車に頼らず歩いて生活ができる環境の整備を計画しており、現在、加茂農林高校の流通科学科と連携して、気楽に立ち寄れる農林アンテナショップを駅南地区に開設し、学校で採れた新鮮な野菜等を販売できるよう協議している。

さらに、将来は全国の農林系の高校とタイアップして高校生と交流するまちとして活性化することを検討していきたい。

雇用対策

問 美濃加茂市の現状と対策は。

答 当市は岐阜県人材チャレンジセンターと連携して、34歳以下の若い世代を対象とした少人数のお見合い形式の就職説明会等を実施し、若い世代の就職活動を支援している。

また、ハローワークも情報のデジタル化で就職情報提供のスピードアップを図ったり、美濃加茂商工会議所と共同で

企業説明会を開催する等、できる限り希望に沿った就職ができるよう努めている。

竹林

問 山林等に広がる竹林について。

答 降雪時には道路に倒れ、車の通行を妨げるなど支障となる竹林が点在しており毎年同じ場所ですごした状況が繰り返されているのが現状である。

竹林の管理については、あくまでも土地所有者が行うことが原則であり、毎年支障となっている竹林については道路管理者、河川管理者等から所有者に対し適正な管理をするよう指導をしたいと考えている。

問 竹の有効利用について。

答 竹の有効利用は、良質な真竹や孟宗竹は竹炭へ加工し付加価値をつけることも可能であり、みのかも健康の森、シルバー人材センターでも竹炭を生産している。

また、加工できない部分は粉碎し、土壌改良剤としても利用が考えられる。



竹林

有害鳥獣

問 猟友会の現状は。

答 現在、猟友会の会員数は54名であり、そのうち60歳以上の会員数は31名と高齢化が進んでいる。

有害鳥獣捕獲は、狩猟期間を除き実施しているが、アライグマ、ヌートリアの捕獲報奨金は1頭1,000円と少額であり、捕獲できないことも多く、会員に負担を強いている。

今後、有害鳥獣捕獲対策を強化するため捕獲報奨金や電気式防護柵設置補助要綱の見直しを考えている。

問 特定外来生物による被害の状況は。

答 アライグマは、市内のほぼ全域で生息しており、農作物への被害の発生や、天井裏に住み着くことによるふん尿被害等が懸念される。

また、ヌートリアは、特に蜂屋川流域で多く確認されており稲の食害などが発生している。

田園都市

問 農振除外と農地転用による優良農地の保全と宅地開発の一体的な計画は。

答 農業振興地域内からの除外申請は年間100件を超えており、そのうちの約半数が加茂野町、下米田町である。

優良農地の保全と計画的な宅地開発についての重要性は十分認識しているが、農地の所有者の除外の理由は、今後の生活資金、老後の生活費にあてたいなどである。

市内に現れたアライグマ



問 捕獲おりの管理体制は。

答 市が保有している捕獲おりは15基であり、貸し出し期間は1ヵ月間、貸し出し簿により管理をしている。

長期間の借用を希望される場合は、購入等のアドバイスを行っている。

問 農業委員会での農地転用についての協議状況は。

答 農業委員会では農地以外に転用される案件は、周辺農地への被害防止、隣接農地への用排水等に支障がないか各地区の担当委員に意見を求め、また全体の意見も聞いて審議されている。

審議される農用地は、農振協議会で地区、市、県協議をへて除外認可された物件であり、農業委員会としては除外目的の実効性を確認しながら許可を行っている。

問 建築確認申請と開発許可申請における雨水・汚水の排水の指導について。

答 土地の区画形質の変更面積が1,000平方メートル以上の開発による道路・排水等は、美濃加茂市開発指導要綱及び都市計画法等開発許可基準に基づき事業者協議・指導している。

開発面積が1,000平方メートル以下の建築確認申請による道路・排水等は、建築設計者等関係者による事前相談や自費工事申請の中で、担当課と必要な協議をしている。

浸透式による敷地内の排水処理は、建築基準法ではたまたま

による排水処理も認めている。手続きは、中濃建築事務所及び民間指定確認検査機関へ建築確認申請により審査されるが、その確認申請には地元土地改良の承諾は必要がないとのことである。

問 人口急増による保育園・学校教室・体育館等公共施設の対応は。

答 加茂野小学校の校舎は、昭和52年に建設、その後の生徒数の増加に伴い校舎の増設を行い今日に至っており、今後の学級編成は、現行の学校施設にて当面は保てるかと考えている。

また、体育館が手狭なことは承知しているが、災害時の避難場所となっており、耐震対策を優先し、この夏に耐震工事を行っている。

加茂野保育園は、建設当時の定員120名を現在は195名としており、施設面では限界である。明応保育園も、定員120名に対して現在137名が通園をしている。

自分が住んでいる地区の保育園に通えない園児もいるが、待機児童はなく、市全体から見ると定員に余裕があり、今後の人口動向も踏まえて保育園のクラス編成等を研究したい。

問 近隣町村との合併は。

答 これまでも答弁しているが、美濃加茂市の将来のまちづくりを考える中で合併議論は必要であり、周辺の町村のまちづくりの方針もあるため、さまざまな機会をとらえて皆様からの意見をいただき、市民合意の得られるまちづくりを進めていくという考え方である。

今後、まちづくりの指針となる美濃加茂市第5次総合計画の策定に向け、国や県の動向も見きわめて、あらゆる場を通じて情報提供に努め、真の地方自治や地方分権のあり方を基本とし、議論を深めていきたい。

農業問題

問 集落営農組織の設立指導は。

答 現在、市内の集落営農組織は蜂屋町下西クリーンファーム三千石の1組織であり、平成18年に設立され、5年間の間に法人化されるよう運営を含め指導している。

認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域は、地域の話し合いの中から新しい農業のあり方が模索され、集落営

農組織設立の機運が高まることを期待するものであり、そうした動きには関係機関と連携し、市としても全面的に支援をしたい。

また、営農指導も中濃地域農業改良普及センター等、関係機関と連携し対応したい。

問 本市の農業・農村振興ビジョンの策定は。

答 県が策定した「ぎふ農業・農村振興ビジョン」は今後、重点的に取り組む施策の方向性を示したものであり、五つの基本方針はまさに現在直面している重要課題である。

当市では、農業経営基盤の強化を図るため、認定農業者の指針となる経営類型ごとの指標や農用地の利用集積の目標、遊休農地の利用の増進に関する事項などを定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を策定しており、こうした構想をもとに美濃加茂市の農業振興ビジョン策定に向け検討したい。

農地・水・環境 保全対策事業

問 事業を採択した経緯は。

答 昨年12月議会においてモデル事業を実施中であり平成19年度は実施しないとの答弁をしているが、国が本事業に対して地方負担分を軽減するための地方交付税措置を急遽決定したことや、関係機関である東海農政局・岐阜県土地改良事業団体連合会からの要請、また平成20年度からの中途採択は認めないとの県の姿勢から、市においても平成19年度から本事業を実施することとしたものである。

交付税措置については、普通交付税の基準財政需要額の50%相当額、特別交付税の50%のうち70%を措置することを決定している。

問 昨年度実施のモデル事業の検証結果は。

答 平成18年度は岐阜県下10市町でモデル事業を実施しており、岐阜県農地・水・環境保全推進協議会が平成18年4月に設立され、円滑な事業実施に向けて取り組みや事業の実効性の検証を行っている。

平成19年度からスムーズに事業が推進できるように、モデル事業の進捗状況にあわせて事業内容の実効性、支援交付金の執行状況など細部にわたり分

析されており、鷹之巣地域資源保全隊も概ね計画通り事業推進できたと評価されている。

また、市では、保全隊の会議で、地域の保全活動に参加し会員の交流も図れ、地域の環境について関心を持たせたなどの意見が出され、一定の評価を確認している。

問 事業実施地区の選定方法は。

答 各地区で事業説明会を開催し、制度をよく理解したうえで事業推進を図るのが本意であるが、県から事業実施地区、実施面積等具体的な関係書類の早期提出を迫られていた関係上、こうした段階が踏めず担当課である農政課で実施地区を選定したものである。

今回、事業採択できなかつた地域については、今後の国・県の動向をみながら検討したいと考えている。

問 各地区での取り組みと今後について。

答 この事業の活動内容は、大きく二つに分けられ、これに対して交付金が交付される。

基礎部分は、共同作業の年間計画策定、農業用施設の点検、水路・農道の草刈、水路の泥上げなどの項目があり、

すべてに取り組むことになる。

また、誘導部分は、農村環境向上活動(地域全体への啓発・普及活動・花壇づくり・生き物調査など)や農地・水向上活動(用水路の点検・補修など)施設の長寿命化につながる保全管理)などがあり、地域の实情により選択することになる。

なお、5年間の協定もあり事業内容を年々上乘せすることは、市としては想定していない。

問 今後の考えは。

答 今後は、国・県の動向をみながら検討をし、地域間の不均衡が起きないように計画的に事業を推進したい。

国の説明でも、地域に活動が定着するには5年間かかるとしており、5年後以降は地域の自主的な活動として継続したい。

道路整備

問 市道本郷79号線・第2地下道の全面改修について。

答 市道本郷79号線の古井第2地下道の全面改修ですが、

地下道が完成してから40年以上経過しており、路面のコンクリート舗装の一部にクラックが入ったり、路面が磨耗しており、その都度、部分的に補修を行っている。

全面改修については、改修の方法等を今後よく現地を調査しながら検討していきたい。



古井第2地下道

問 田島町3丁目地内の排水対策について。

答 現在、現地一帯の流域調査、側溝等の排水能力調査、系統調査を実施しており、今後、調査の結果をまとめ、どのような対策が最適であるかをよく検討し、工事を実施していきたい。

委員会の構成

第1回臨時会において議長から、常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任が行われ、その後、各委員会の正副委員長が互選されました。

各委員会の構成は、次のとおりです。

《企画総務常任委員会》

委員長 堀部清秀
副委員長 柘植宏一
横山俊二
片桐義次
水越甲子
三宅 稔

《議会運営委員会》

委員長 藤井正義
副委員長 横山俊二
柘植宏一
片桐美良
片桐義次
水越甲子
高井義次

《行財政改革推進特別委員会》

委員長 水越甲子
副委員長 横山俊二
堀部清秀
高井義次
藤井正義
森 厚夫

《文教民生常任委員会》

委員長 森 弓子
副委員長 大畑隆夫
前田 孝
金井文敏
遠山 登
山田 栄

《経済活性化特別委員会》

委員長 片桐美良
副委員長 佐合広和
岩瀬徹郎
金井文敏
遠山 登
山田 栄

《多文化共生・ 少子化対策特別委員会》

委員長 三宅 稔
副委員長 柘植宏一
前田 孝
大畑隆夫
片桐義次
森 弓子

《産業建設常任委員会》

委員長 高井義次
副委員長 岩瀬徹郎
佐合広和
片桐美良
藤井正義
森 厚夫



第1回臨時会

平成19年第1回臨時会が、10月22日に会期1日として開催され、補正予算などを審議、各常任委員会委員などを選任し、閉会しました。



監査委員
山田 栄

議案の主な内容と審議結果

議案名	主な内容	審議結果
美濃加茂市土地開発公社定款の一部を改正する定款について	理事定数に関する規定の変更に伴う定款の改正	原案可決
平成19年度美濃加茂市一般会計補正予算(第3号)	3,118万2千円の増額、予算総額は172億1,565万7千円	
美濃加茂市議会議長辞職の件	議長の辞職を許可するもの	辞職許可
美濃加茂市議会議長の選挙	森 厚夫氏当選	選挙
美濃加茂市議会副議長辞職の件	副議長の辞職を許可するもの	辞職許可
美濃加茂市議会副議長の選挙	遠山 登氏当選	選挙
美濃加茂市監査委員の選任について	藤井正義氏の辞職に伴い、新たに山田 栄氏を選任することに同意するもの	原案同意
美濃加茂市・富加町中学校組合議会議員選挙	組合議会議員(2名)の辞職に伴い、新たな議員を選出するもの	選挙

議会を傍聴してみませんか？

詳細は、議会事務局までお問い合わせください。 ☎25-2111 (内線 281)

次の定例会は、

12月3日から開会予定です。

(一般質問は、11日、12日です。)

市議会の会議録をインターネットで検索(閲覧)することができます。

美濃加茂市役所ホームページ → 生活情報(行政・市議会) → 議会(会議録検索)をご覧ください。

<http://www.city.minokamo.gifu.jp/>